

議案第 67 号

長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和 3 年 12 月 7 日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 222 号）の施行に伴い、出産育児一時金の額を引き上げるもの。

長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例

長与町国民健康保険条例（昭和28年条例第3号）の一部を次のように改正する。
第7条第1項中「40万4,000円」を「40万8,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る長与町国民健康保険条例第7条第1項の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。